

6. 自然環境保全および都市環境形成の方針

(1) 基本的な考え方

白山市には山・川・海など、多様かつ豊富な自然環境が存在しており、これらの環境を保全し次世代へと継承するとともに、白山手取川ジオパークの取り組みとも連携しながら、自然とのふれあいの機会の創出などに努めます。

また、人口集中による都市型・生活型公害は、身近な自然環境そのものを悪化させるおそれもあるため、市民・事業者・行政が互いに連携し、適切に自然環境や生活環境を保持していくことで、豊かな自然を守り環境にやさしいまちづくりを推進します。

なお、白山市の環境に関する具体的な取り組み（市民・事業者の取り組みを含む）については、「白山市環境基本計画」に基づき推進します。

(2) 自然環境保全の方針

(2)-1 自然公園などの保護と利活用

白山ユネスコエコパーク登録エリアや白山国立公園、県立自然公園などが有する豊かな自然環境の保全に努めるとともに、国や県、関係自治体、地域の団体などと連携しながら、自然学習や観察会などの活動推進や、イベントやエコツアーなどの体験型の活動を通じた啓発活動を支援します。

(2)-2 森林・里山などの身近な自然環境の保全

環境保全機能が強く多面的な機能を持つ森林および里山の保全・再生を図るため、国や県の諸制度やシステムを積極的に導入・活用し、森林施業の共同化や受委託を促進します。

また、地域や民間団体などによる里山保全活動を支援します。

(2)-3 野生動植物の保護管理

希少な動植物の生息地への開発を極力避けるとともに、開発を行う場合は生態系を十分に調査し、その生息に影響しないよう配慮します。

県や他の自治体、関係団体との連携強化により、希少な動植物の調査や保護活動などの取り組みを進めます。また、里山に出没し、農作物に被害をもたらす動物の対策については、農地を防護する施設の設置や緩衝地帯となる里山の整備と併せ、捕獲による適正な保護管理に努めます。

(2)-4 自然とのふれあい

白山から森林、平野を経て日本海に広がる白山市の自然は、山紫水明と白砂青松を併せ持った潤いのある良好な景観であり、この特色ある自然を保全しつつ、親しみ共存できる空間の創出に努めるとともに、海岸線沿いの松くい虫の被害などにより失われた松林を市民協働のもと、計画的に再生していきます。また、多種多様な自然環境を保全するために広域的な愛護思想の普及・啓発に努めます。



七ヶ用水ウオーク

(2)-5 水資源の保全

白山市は、県民の水源となる手取川水系や地下水などを有しており、工場排水、河川水の水質調査や、地下水位の調査による水環境全般の水質保全・改善や水量の確保、水辺環境の整備に努めるとともに、国や県における治山事業の推進により、水資源を涵養する手取川上流域の森林の整備・保全に努めます。



手取峡谷

(3) 都市環境形成の方針

(3)-1 低炭素社会の構築（地球温暖化防止）

地球温暖化の問題は、自然生態系や人間社会に計り知れない影響を及ぼすことから、再生可能エネルギーの積極的な導入や、低炭素型の地域構造や社会経済システムの形成をめざします。

まちづくりについては、駅などを拠点として、周辺に商業・業務施設や公共公益施設、住宅地などをコンパクトに集積させるとともに、無秩序な拡大を抑制し、緑地・農地などの保全を図ります。

交通については、道路整備などによる交通渋滞の解消やマイカーから公共交通機関への転換など、環境にやさしい交通体系の構築を図ります。

住居系および業務系空間が集積する市街地などにおいては、エネルギーの効率的利用や面的利用について検討するとともに、集合住宅や業務施設などの高断熱な建物の形成、省エネ設備・機器の導入を促進します。

二酸化炭素などの温室効果ガスの吸収源となる森林や農地、海洋の保全に努めるとともに、「地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減目標や行動目標の達成をめざします。

(3)-2 循環型社会の構築（ごみの減量化推進と処理・処分）

ごみ減量化を推進するためには、生産から消費、廃棄までの各過程において、環境への負荷軽減を図る循環型社会を形成していく必要があります。そのため、リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）・ルール（決まり）を中心とした取り組みを推進するとともに、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における減量目標や行動目標に基づき、ごみの発生量の削減に努めます。

ごみのリサイクル率向上のために、市民のリサイクルに対する意識向上を図るとともに、環境配慮型（グリーン）商品の選択や集団回収などへの参加・協力に向けた環境教育の充実、ごみの分別やごみ発生の低減に関する意識向上を図ります。

中間処理施設に関しては、松任石川環境クリーンセンターの延命化対策が完了したため、施設の適正運営に努めます。

白山野々市広域事務組合や民間業者との連携のもと、焼却灰の再資源化などの循環型処理システムにより、環境負荷の低減と循環型社会の推進を図ります。

(3)-3 生活環境の保全

①水環境

河川や水路、海岸などの清掃活動を推進するとともに、関係機関との連携のもと、工場排水や河川水の水質調査および地下水位の調査などの水質の監視・測定を行い、必要に応じて指導・規制に努めます。

生活用水の安定した供給と地盤沈下の防止を図るため、工場などにおける地下水の適正利用について監視・指導に努めます。

工場などへの排水対策や法規制の遵守などの指導を行うとともに、建設作業現場などで発生する濁水の流出防止の指導に努めます。

生活排水対策については下水道の整備の推進とともに、下水道への接続を積極的に働きかけ、下水道整備区域外の地域では、戸別合併処理浄化槽の普及に努めます。

②大気環境

県が実施する大気汚染常時監視の測定結果の情報共有および連携のもと、工場や事業所などの排出ガスの規制や指導に努めるとともに、監視体制の充実を図ります。また、焼却施設に関しては、適正な基準に適合した施設の設置・使用を促進するため、設置者に対する啓発・指導を行います。

交通渋滞の解消やマイカーから公共交通機関への転換などにより、二酸化炭素排出量の低減を図り、大気環境の保全・改善に努めます。

③騒音・振動・悪臭

工場や事業所などにおける騒音・振動の発生抑止に努めつつ、対策の指導を行います。また、市街地における営業騒音の抑止・指導に努めるとともに、土地利用区分に応じ適正に立地を誘導・制限します。

日常生活と事業活動による悪臭の発生防止に配慮することにより、良好な居住環境を確保します。

関係機関との連携のもと、騒音・振動・悪臭の監視や測定とともに、必要に応じて指導・規制を行います。

④不法投棄

市民・事業者・行政の連携・協力により、廃棄物の不法投棄に対する定期的な監視を行うとともに、不法投棄の情報提供があった場合には、迅速な対応が可能な体制づくりに努めます。

看板の貸し出しや広報紙によるPRの実施など、廃棄物の不法投棄に対する未然防止対策や意識啓発を行うことにより、良好な自然環境の保全に努めます。

⑤化学物質

PM2.5やダイオキシン類などの有害化学物質に関する情報の収集・提供に努めるとともに、市民・事業者・行政間における化学物質環境リスクに関する正確な情報共有や意思疎通を図る体制づくりを推進します。

⑥その他有害物質

PCB廃棄物については、石川県の計画に基づき、公共施設におけるPCB廃棄物の保管状況などを調査し、市内に保管されているものが適正に処理されるよう指導します。

吹き付けアスベストは、飛散防止工事の早期実施を促進し、撤去などの工事では、作業員などの暴露を防止するため、適正な解体工事などの指導を継続して行います。

(4) 市民との協働による環境保全

市民・事業者・行政のパートナーシップを確立し、三者の連携・協力に基づいた推進体制づくりに努めます。

環境学習授業や、再エネ施設見学会、省エネ講習会の実施など、環境に関する情報を定期的に市民や事業者に発信・共有できる体制づくりと、学習会や学校教育などにおける環境学習の機会の拡充に努めます。

環境保全団体の育成や活動に対する支援措置を検討するとともに、市民活動や交流の拠点づくりに努めます。



海岸清掃